

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日とする)

## 目 次

- ◇告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)  
平成三年度地籍調査事業計画の決定(農村整備課)  
保安林の指定の解除(造林課)  
保安林の指定予定(二件)(〃)  
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)  
土地収用法による事業の認定(二件)(管理課)  
旧過疎地域振興特別措置法による町道の改築に関する工事の完了(道路課)
- ◇教育告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 狩猟免許試験の実施(造林課)  
砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)
- ◇雑 報 消防設備士試験の実施(消防防災課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成三年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



料株式会社		くみあい配合飼料 干牛育成用ニューター トマックス	くみあい養豚用配合飼料 ビグマイトC春秋用	くみあい養豚用配合飼料 ひまわりポークC	くみあい二種混合飼料 粗目	3.5	8.6	3.3	1.4	1.5	0.16	0.29				
3.5	18.1	2.8	5.1	6.3	0.91	0.66	15.1	70								
3.4	15.7	3.4	2.8	4.0	0.66	0.49	13.0	77								
3.5	15.6	3.6	2.7	4.2	0.71	0.52	13.0	77								

注 1. 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験結果の要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第五百一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく平成三年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
鳥取市	鳥取市称宜谷及び香取の各一部	平成四年三月三十一日まで	〇・四三
福部村	岩美郡福部村大字湯山及び大字海上の各一部	平成四年三月三十一日まで	四・四四
船岡町	八頭郡船岡町大字船岡及び大字破岩の各一部	平成四年三月三十一日まで	一・〇一

八東町	八頭郡八東町大字安井宿、大字小別府及び大字才代の全部並びに大字新興寺及び大字徳丸の各一部	平成四年三月三十一日まで	六・二二
関金町	東伯郡関金町大字関金宿の一部	平成四年三月三十一日まで	二・〇〇
北条町	東伯郡北条町大字下神及び大字弓原の各一部	平成四年三月三十一日まで	二・六六
大栄町	東伯郡大栄町大字上種の全部並びに大字東高尾及び大字西高尾の各一部	平成四年三月三十一日まで	四・六〇
東伯町	東伯郡東伯町大字中尾及び大字槻下の各一部	平成四年三月三十一日まで	〇・三八
赤碓町	東伯郡赤碓町大字尾張、大字湯坂、大字笠津及び大字梅田の各一部	平成四年三月三十一日まで	一・四三
淀江町	西伯郡淀江町大字淀江、大字今津及び大字福岡の各一部	平成四年三月三十一日まで	一・四一

## 鳥取県告示第五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六八八の四（次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第五百三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市円谷町字畑抜三九一の四、三九二から三九四まで、三九五の四、字砂堀り三九六の四、三九七から四〇三まで、四〇四の三、四〇五の四、字瀧ノ谷四〇七の五、四〇八の四、四〇九から四一二まで、四一六、四一七の二、四一七の三（次の図に示す部分に限る。）、四一八の二、四一八の三、字猫又谷四一三から四一五まで、岩倉字笹ヶ谷九八四の二、九八五の二から九八五の四まで、九八六の二、字三井ヶ谷九九七の二、九九八、九九九の二

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 二 保安林予定森林の所在場所

倉吉市円谷町字上砂谷三八二の二、字獅舞谷三八三、字虻谷三八四の一、三八四の五、字宮ノ谷三八六、三八七、三八八の一、三八八の六、四五五、字七曲リ谷三八九の四、字畑抜三九〇の三、字黒谷四二〇の一、四二〇の三、四二二、四二二、字バリ谷四二三、四二六、字ノボン谷四二七、四二八、四二九の一、字九谷四三七から四四三まで、

字足谷四五〇の一、四五〇の三、四五一、四五四の一、字大桁四六三、四六四の一、四六五

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字清見ノ一 一〇二二、一〇八八、一〇九五

の一、字清見一一一〇、一一一三の一、字塚向一一一五、一一二一、

一一二三の二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町福長字才木谷山二五四から二五六まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

五 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町丸山字上ノ原一八〇三の二八六(次の図に示す部分に

限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市栗尾字椎木谷二八四、二八五、字家ノ上四〇五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字椎木谷二八四、二八五

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第一百八条の二第五項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第一百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

夏泊加入区	加入区	漁業の区分
-------	-----	-------

浜村加入区	しいらつけ漁業
酒津加入区	
赤碓加入区	

鳥取県告示第五百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき  
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
鳥取市
- 二 事業の種類  
鳥取市末恒体育館建設事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 鳥取市伏野字石山ノ鼻地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
鳥取市役所

鳥取県告示第五百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき  
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
西伯町
  - 二 事業の種類  
ふるさと交流拠点施設整備事業
  - 三 起業地
    - 1 収用の部分 西伯郡西伯町大字福成字清水谷、字三斗及び字アナ地  
内
    - 2 使用の部分 なし
  - 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
西伯町役場
- 鳥取県告示第五百八号
- 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）附則第八項の規定  
によりなおその効力を有することとされた旧過疎地域振興特別措置法（昭  
和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関

する工事を完了するので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
桜子宮田線	日野郡日南町霞字中倉一六七地先から同町霞字桜子奥二二三―二地先まで	改築	平成三年六月十八日

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年六月十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成三年六月二十五日（火）午前九時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

### 三 議題

- 1 鳥取県産業教育審議会委員の任命について
- 2 その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第五十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年六月十八日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	DREAM-EX	奥村遊機株式会社
〃	キャノピボール3	〃
〃	トランスンブル2	〃



”	スーパーライセンス	株式会社平和
”	トロピカルSI	株式会社三星
”	ジャンブルコングレー AA	株式会社ニューギン
テレビジョン遊技機	カバゴン	太陽電子株式会社

## 公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」とい  
う。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成3年6月18日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 受験対象者  
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	試 験 場 所
平成3年8月7日（水）	9時30分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁大会議室

平成3年8月29日（木）	”	米子市花町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
平成3年9月19日（木）	”	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所第6会議 室

（注）受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

### 3 試験科目

- (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識）
- (3) 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

### 4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振  
興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6  
センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及  
び撮影年月日を記載したもの 1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1  
号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第  
6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- 5 申込期限  
受験をしようとする日の7日前まで
- 6 狩猟免許手数料及びその納付方法  
(1) 狩猟免許手数料 3,700円（狩猟免許試験の一部免除の対象となる

者にあっては、2,700円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成3年度の砂利採取業務主任者試験を、次のとおり実施する。

平成3年6月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 平成3年7月31日（水）

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館

3 受験手続

次の書類を最寄りの土木事務所に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

平成3年7月1日（月）から同月12日（金）まで（郵送の場合は、7月15日（月）までの消印のあるものは、有効とする）。

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 不明な点は、最寄りの土木事務所にお問い合わせること。

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第一項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十二の規定により公示する。

平成三年六月十八日

財団法人消防試験研究センター理事長 中條 永吉

一 試験の種類

1 甲種消防設備士試験

2 乙種消防設備士試験

二 試験の日時及び場所

1 日時

区 分	日 時
甲種第四類、第五類	平成三年九月一日（日）九時から
乙種第四類、第五類、第六類、第七類	平成三年九月一日（日）九時から
甲種第一類、第二類、第三類	平成三年九月一日（日）十三時十五分から
乙種第一類、第二類、第三類	平成三年九月一日（日）十三時十五分から

2 場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁謙堂及び米子市東福原三六米子市農業協同組合において行う。

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

2 受験願書受付期間

平成三年六月二十四日（月）から同年七月十五日（月）まで（郵送の場合は、七月十三日（土）までの消印のあるものにより受け付ける。）

3 受験手数料

甲種消防設備士試験にあつては五千円、乙種消防設備士試験にあつては三千四百円を、所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

2 問合せ先

〒六八〇 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎八階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

（電話〇八五七―二六一八三八九）